議 第 177 号令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例(平成25年条例第80号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、占有者」を「又は占有者」に、「空家外家屋を」を「これを」 に改める。

第11条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第2項中 「第3条」を「第5条」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する 法律(令和5年法律第50号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。